

第 45 回 横須賀市社会福祉審議会 全体会

次 第

日 時：令和 4 年（2022 年） 7 月 7 日（木）

13 時 30 分から

会 場：消防庁舎 4 階 災害対策本部室

開 会

- 1 定足数報告
- 2 委員委嘱
- 3 市長あいさつ
- 4 議事
 - （1）委員長の選出及び職務代理者の指名
 - （2）各委員の所属専門分科会等について
 - （3）社会福祉審議会の進行等について

閉 会（各分科会場へ移動）

【 資 料 】

- 1 横須賀市社会福祉審議会委員名簿（所属専門分科会事務局案）
- 2－1 社会福祉審議会の審議内容等について
- 2－2 社会福祉審議会 令和 4～6 年度スケジュール
- 2－3 関係法令
 - ・社会福祉法（抄）
 - ・社会福祉法施行令（抄）
 - ・社会福祉審議会条例
- 2－4 横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領

・民生委員審査専門分科会……………	14 時から	本庁舎 2 号館 5 階	2 5 1 会議室
・障害福祉専門分科会……………	14 時から	本庁舎 3 号館 3 階	3 0 2 会議室
・高齢福祉専門分科会……………	14 時から	消防庁舎 4 階	災害対策本部室
・福祉専門分科会……………	15 時から	消防庁舎 4 階	災害対策本部室

横須賀市社会福祉審議会 委員名簿
(所属専門分科会 事務局案)

(いずれも令和4年7月7日現在 敬称略)

1 民生委員審査専門分科会

No.	委員名	所属等
1	青木 哲正	横須賀市議会 民生常任委員
2	上田 滋	横須賀市連合町内会 副会長 (中央地区連合町内会 会長)
3	工藤 幸久	横須賀商工会議所 事務局長 兼 総務渉外課長
4	佐野 美智子	横須賀市民生委員児童委員協議会 会長
5	鈴木 立也	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 会長
6	玉泉 隆治	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長 (大楠地区民生委員児童委員協議会 会長)

2 福祉専門分科会

No.	委員名	所属等
1	安部 春男	横須賀市連合町内会 副会長 (上町連合町内会 会長)
2	石田 恭子	横須賀市障害者施策検討連絡会 (NPO 法人 横須賀の福祉を推める会)
3	磯崎 順子	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 副理事長
4	岩澤 義雄	公募市民
5	金子 美夕貴	横須賀市立小学校長会 (横須賀市立栗田小学校 校長)
6	白井 幸江	横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長 (長井地区民生委員児童委員協議会 会長)
7	玉川 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授
8	豊島 佳代子	公募市民
9	橋本 健司	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部 相談役
10	松尾 和浩	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 副事務局長
11	渡部 俊賢	横須賀市保育会 副会長 (和順こども園 園長)

3 障害福祉専門分科会

No.	委員名	所属等
1	市川 成子	横須賀市障害者施策検討連絡会 代表
2	大川 佳久	よこすか就労援助センター 施設長
3	海原 泰江	横須賀市障害とくらしの支援協議会 会長
4	加藤 邦貴	福井記念病院 地域ネットワーク部 次長
5	金子 将大	公募市民
6	松谷 有希雄	一般社団法人 日本公衆衛生協会 理事長
7	三屋 公紀	一般社団法人 横須賀市医師会 会長
8	山邊 陽子	横須賀市療育相談センター 地域生活支援課長

4 高齢福祉専門分科会

No.	委員名	所属等
1	荒木 稔	一般社団法人 横須賀市薬剤師会 会長
2	伊藤 佳子	神奈川県看護協会 横須賀支部 副支部長 (横須賀市立うわまち病院 看護部長)
3	鈴木 栄一郎	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 常務理事 兼 事務局長
4	西村 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授
5	沼田 裕一	一般社団法人 横須賀市医師会 副会長 (横須賀市立うわまち病院 管理者)
6	原 茂良	特別養護老人ホーム興寿苑 施設長
7	星名 美幸	公募市民
8	松尾 健一	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 事務局次長 兼 地域福祉課長
9	松本 好史	一般社団法人 横須賀市歯科医師会 会長

社会福祉審議会の審議内容等について

区分	調査審議事項	任期中の主な審議事項
社会福祉審議会(全体会)	社会福祉に関する事項	- 横須賀市地域福祉計画、横須賀市障害福祉計画(横須賀市障害児福祉計画を含む)、横須賀市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)の策定に係る諮問(4年度) - 同 答申(5年度)
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項	
福祉専門分科会	民生委員審査専門分科会、障害福祉専門分科会及び高齢福祉専門分科会の調査審議事項以外の福祉に関する事項	- 横須賀市地域福祉計画の進行管理 - 横須賀市地域福祉計画の策定(5年度)
障害福祉専門分科会	障害者の福祉に関する事項	- 横須賀市障害福祉計画(横須賀市障害児福祉計画を含む)の進行管理 - 横須賀市障害福祉計画(横須賀市障害児福祉計画を含む)の策定(5年度)
障害福祉専門分科会 審査部会	1 身体障害者の障害程度 2 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し 3 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し	
高齢福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項	- 横須賀市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)の進行管理 - 横須賀市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画を含む)の策定(5年度)

※ 任期:令和4年(2022年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

社会福祉審議会 令和 4 ～ 6 年度スケジュール

時期（予定）		全 体 会	各専門分科会	
			福祉専門分科会 障害福祉専門分科会 高齢福祉専門分科会	民生委員審査専門分科会
4 年度	7 月	第 45 回 [議題] ・ 委員長の選任（互選） ・ 職務代理者の指名 ・ 専門分科会に所属する委員の指名 ・ 社福審の役割等について	[議題] ・ 分科会長の選任（互選） ・ 職務代理者の指名 ・ 各計画の概要について 等	[議題] ・ 分科会長の選任（互選） ・ 職務代理者の指名 ・ 民生委員適否の審査 ・ 委嘱状況の報告 ・ 令和 4 年度一斉改選について 等
	9 月	—	—	[議題] ・ 民生委員適否の審査 （一斉改選関係） ※推薦状況により追加 で持ち回り審査
	1 月 ～ 2 月	第 46 回 [議題] ・ 各計画令和 3 年度進行管理 結果報告 ・ 各計画の策定諮問	[議題] ・ 各計画令和 3 年度進行管理 等	[議題] ・ 民生委員適否の審査 ・ 令和 4 年度一斉改選の 報告

時期（予定）		全 体 会	各専門分科会	
			福祉専門分科会 障害福祉専門分科会 高齢福祉専門分科会	民生委員審査専門分科会
5 年度	4 月	—	＜各計画の検討開始＞ 以降、年 9 回程度開催予定	[議題] ・民生委員適否の審査 ・委嘱状況の報告 ・推薦方法の検討 ※ 必要に応じて随時開催（1、2 回程度）
	10 月	第 47 回 [議題] ・各計画の中間とりまとめ報告及び パブリック・コメント手続承認 ・各計画令和 4 年度進行管理 結果報告	[議題] ・各計画の中間とりまとめ ・各計画令和 4 年度進行管理 等	
	11 月	—	＜パブリック・コメント手続＞	
	1 月	第 48 回 [議題] ・各計画の策定答申	[議題] ・各計画の最終とりまとめ	

時期（予定）		全 体 会	各専門分科会	
			福祉専門分科会 障害福祉専門分科会 高齢福祉専門分科会	民生委員審査専門分科会
6 年度	10 月 ～ 11 月	第 49 回 [議題] ・ 案件未定	[議題] ・ 案件未定	[議題] ・ 民生委員適否の審査 ・ 委嘱状況の報告 ・ 推薦方法の検討 ※ 必要に応じて随時開 催（1、2 回程度）
	2 月	第 50 回 [議題] ・ 各計画令和 5 年度進行管理 結果報告	[議題] ・ 各計画令和 5 年度進行管理 等	

○社会福祉法(抄)

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行令(抄)

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会(法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○社会福祉審議会条例

平成12年12月20日

条例第77号

改正 平成17年3月31日条例第4号

平成25年12月17日条例第74号

平成30年3月29日条例第5号

社会福祉審議会条例をここに公布する。

社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。
- (2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。
- (3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

- 2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- (1) 身体障害者の障害程度
- (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し
- (3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

- 2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の社会福祉審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

横須賀市社会福祉審議会一般傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市社会福祉審議会（専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を含む。以下「審議会」という。）の一般傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は、民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会審査部会を除き、原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合若しくは緊急を要する事件を調査審議するため審議会開催の周知が図れない場合は、委員長若しくは各専門分科会会長（民生委員審査専門分科会会長を除く。）の判断によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者は、原則として市内に在住若しくは在勤、在学するものとする。
- 4 審議会の傍聴者の定員は、原則として10人とし、定員を超えた場合は、事務局による抽選で傍聴者を決定する。
- 5 審議会の開催に係る市民等への周知は、原則として「広報よこすか」により行う。
- 6 傍聴の範囲は、公開された審議会の議事すべてとする。
- 7 傍聴者は、傍聴章（第1号様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には返還しなければならない。
- 8 傍聴者が次の事項を守らず、かつ、委員長の指示に従わない場合は、委員長の判断により、傍聴の許可を取り消すことができるものとする。
 - （1）審議会での発言に対し、拍手その他の方法で可否を表明しないこと。
 - （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - （3）はち巻、腕章などをして、示威的行為をしないこと。
 - （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外、帽子、コートマフラーなどを着用しないこと。

(5) 物を食べたり、飲んだり、タバコを吸わないこと。

(6) むやみに席を離れないこと。

(7) 写真・ビデオの撮影や録音をしないこと。

(8) コンピュータを使用するときは、会議の開会前に事務局に申し出ること。

(9) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

9 審議会の一般傍聴の実施に係る事務は、民生局福祉こども部福祉総務課ほか各所管課が行う。

(第1号様式)

N O		
横須賀市社会福祉審議会		
傍 聴 章		
(お帰りの際は、お返してください)		

附 則

この要領は、平成13年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。